



しあわせ便り

第17号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiwase-ci.com

WebPage URL: http://shiwase-ci.com/

スマホ登録
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ「国民健康保険、社会保険？」比べてみました。

健康保険ってなに？と質問すると、おそらく以下のような答えが返ってくると思います。

「自営業者や農家などが加入し、市町村(自治体)が発行する(被)保険者証で病院にかかれるのが国民健康保険で、会社勤めの人は社会保険で病院にかかる。」

もちろん正解ですが、正解半分というところでしょうか。

皆さんは「社会保険＝会社員の健康保険」と思われているでしょうが、正しくは社会保険とは、国が整備しているセーフティネットの第一段階としての社会保障制度の一部、社会保険制度を指します。*社会保険制度＝年金制度と医療(健康)・介護保険制度です。

その医療(健康)・介護保険制度は運営者(保険者・管掌という)と対象者の違いによって数種があります。

日本国内に居住する者は、すべて何らかの医療(健康)保険制度に加入する義務があり(国民皆保険制度)、それがセーフティネットとして機能しています。今回比較するのはその中でも一番馴染み深い、自治体が管掌する「国民健康保険」と、中小企業の会社員が加入する全国健康保険協会(協会けんぽ)管掌の「健康保険」です。

病院や薬局等で診療を受けたとき、窓口で支払う一部負担金(3割)や、出産時に受ける出産育児一時金額(42万円)などは原則同額ですが、下表のような違いもあります。

差異のある項目	国民健康保険(自治体管掌)	健康保険(協会けんぽ管掌)
①被保険者資格等	・1人ごと被保険者	・被保険者と扶養家族(3親等以内、要件あり)あり。 ・扶養家族も被保険者と同等(④を除く)の保険給付が受けられる。
②保険料の算定基準	・前年の所得により算定	・毎年4、5、6月の賃金を基に算定
③保険料の納付(徴収)	・個人単位(家族一括徴収) ・納付書により納付	・扶養家族の数に関わらず一定額 ・事業所が天引きして納付
④休業に対する所得補償	・なし	・傷病手当金、出産手当金等あり
⑤退職後の保険給付	・なし	・退職後2年間、在職時と同じ保険給付
⑥死亡時の給付	・葬祭費 20,000円	・埋葬料 50,000円

協会けんぽの「健康保険」が一見有利に見えますが、健康保険は適用事業所に勤務しないと加入できないので、残念ながら個々の都合で加入する健康保険制度を選ぶことはできません。

***前号の訂正：**令和元年10月より鹿児島県の最低賃金が790円になる模様です。引き上げ幅は29円と最大ですが、全国平均の901円とは111円、最高額の東京都とは223円の差があり、依然として青森、岩手や愛媛、沖縄など他の14県と並んで全国最下位であることに変わりはありません。

10月の総務課ダイアリー

- ・10月10日…源泉所得税及び市町村民税の納付期限
- ・10月31日…労働保険第2期分納付期限

お知らせ

・当しあわせ便り第17号の裏面をご覧ください。

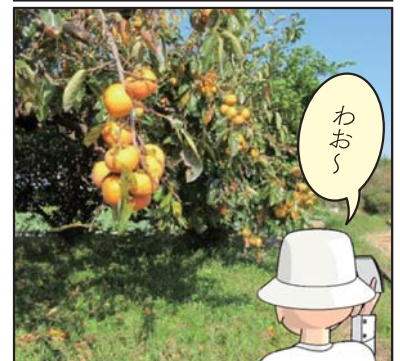
フェイスブック・インスタグラム・ライン・ツイッターなどの、インターネットサービスを使った集客・販売促進のサポートサービスを始めます。

「売る・利益を上げる」ということにお悩みの事業所様のご相談を承ります。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.17 どこへも行きますよ!!



あつ、行きたい!
ここ、欲しい!
これ、欲しい!

SNS     で

見つけた、
わたしの旅の目的地

集客と販売促進を しあわせ創研が
お手伝いします。Tel:090-5249-4848
門元隆臣まで、ぜひお問合せ下さい。